

# 奈良県県土マネジメント部におけるICT活用実施方針

## 1 趣旨

県土マネジメント部では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させる重要な施策の1つとして、i-Constructionを推進している。このi-Constructionの1つである調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて、3次元データを一貫して使用するICTを全面的に導入する「ICTの全面的な活用」（以下「ICT活用」という。）について、奈良県県土マネジメント部が発注する土木工事において推進するため、必要な事項を定めたものである。

## 2 ICTの全面的な活用を推進する工種

ICT活用を推進するにあたり、これまでの情報化施工やBIM/CIM等における実績や技術の普及状況等を踏まえ、当面の間は下記について推進を図るものとする。

### 2-1 ICT活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・ 河川土工、砂防土工
- ・ 道路土工
- ・ 舗装工
- ・ 付帯道路工
- ・ 法面工
- ・ 地盤改良工
- ・ 法覆護岸工
- ・ 排水構造物工
- ・ 擁壁工
- ・ 構造物工

## 3 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、県土マネジメント部が一体となって取り組む体制を整備し、ICT活用の推進のための各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

## 4 ICT活用の推進を図るための措置

### 4-1 ICTを活用した工事

#### 4-1-1 ICT活用工事の実施

ICT活用工事とは、以下に示すICT活用における建設生産プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事である。また、次の②④⑤の段階での活用を必須とし、①③

の段階で受注者の希望により I C T 施工技術の活用を選択して部分的に活用する工事を簡易型 I C T 活用工事とする。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4-1-2 必要な経費の計上

I C T 活用工事を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

(1) I C T 活用工事（発注者指定型）

発注者の指定により I C T 活用工事を実施する場合、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

(2) I C T 活用工事（施工者希望型）

受注者からの提案・協議により I C T 活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

4-1-3 工事成績評定における措置

I C T 活用工事を実施した場合には、工事成績評定において評価するものとする。評価する I C T 活用工事は各要領によるものとする。

※ 発注方式：I C T 活用工事には、以下の種類がある。

➤ 発注者指定型

発注者が I C T の活用を指定した工事で、技術提案項目に I C T を設定しない発注方式

➤ 施工者希望型

施工者希望型には施工者希望 I 型と施工者希望 II 型がある。

・ 施工者希望 I 型

施工者の希望により I C T の活用を選択することが可能な工事で、技術提案項目に I C T を設定する発注方式

・ 施工者希望 II 型

施工者の希望により I C T の活用を選択することが可能な工事で、発注者指定型及び施工者希望 I 型以外の発注方式

5 I C T 活用工事の導入における留意点

I C T 活用の推進にあたって、受注者が円滑に I C T 活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

#### 5-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

I C T活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがI C T活用の円滑な推進のために必要である。

このため、I C T活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

#### 5-2 設計データの3次元化のための費用負担と3次元設計データの取り扱い

I C T活用を実施するためには個々の技術に適合した3次元データが必要である。3次元の設計ストックの準備ができるまでの当面の間は、2次元の設計ストックを受注者が3次元に変換して活用する。この設計データの3次元化にかかる費用は設計変更の対象とする。

なお、受注者は、作成した3次元設計データを用いて設計図書の照査を行い、その結果を踏まえて、3次元設計データで設計図書の変更を行うものとする

##### 附則

この要領は 令和4年6月1日から適用する。

##### 附則

この要領は 令和5年6月1日から適用する。